



別記様式26(2)(規則様式13号)

許可番号第00150005365号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 北海道旭川市住吉四条二丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年8月12日

許可の有効年月日 平成37年8月11日



1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの、廃バッテリーを含む。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃石綿等、鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ（別紙のとおり）。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月12日	許可の更新
平成10年 8月12日	許可の更新
平成15年 8月12日	許可の更新
平成17年 8月10日	変更許可（特定有害産業廃棄物（廃石綿等）の追加。）
平成19年 5月23日	変更許可（廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの、廃バッテリーを含む。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、特定有害産業廃棄物（鉍さい、ばいじん（以上2種類は、アルキル水銀化合物、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価ク

(上川総合振興局)

ロム化合物を含むもの。)、廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ (以上3種類は、アルキル水銀化合物、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)) の追加。)

平成20年 8月14日 許可の更新
平成25年 8月29日 許可の更新
平成30年 8月12日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有 無
市名 旭川市 許可番号 第05060005365号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150005365号
許可業者の名称 旭星クリーン株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉱さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物						○		○			○	○	○	
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）						○		○			○	○	○	
カドミウム又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
鉛又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
有機燐化合物											○	○	○	
六価クロム化合物						○		○	○		○	○	○	
砒素又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
シアン化合物											○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム											○	○	○	
シマジン											○	○	○	
チオベンカルブ											○	○	○	
ベンゼン											○	○	○	
セレン又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。（その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。）

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26と割印を押印すること。